

## 「議員報酬」

### 1 村民アンケートの結果

- ・村民アンケートでは、特に子育てが必要な場合などにおいて、現状の報酬では足りないという意見が出された。
- ・一方で、安易な報酬の引き上げが村政への関心につながるとは考えにくいといった意見も出された。

### 2 議員報酬に関する検討

#### (1) 村の現状

- ・大川村議の報酬は月額 155,000 円であり、子育てをすることなどを考慮した場合、議員報酬だけでは厳しいのではないか。
- ・大川村は、事業所数が限られ働き口が少ないことや、事業所が小規模なため従業員の勤務日の調整が難しいことなどから、容易に兼業ができる状況ではなく、結果として専業とならざるを得ない者も多い。

#### (2) 地方自治法の規定とその考え方

- ・地方自治法第 203 条の規定では、議員報酬以外に期末手当及び費用弁償のみ支給が認められており、他の手当については認められていない。
- ・これは、議員報酬が一定の役務の対価として与えられる反対給付であって、生活給を保障するものではないことによるものである。(松本英昭著「逐条地方自治法」一部編集)

※純粋な勤務の対価としての意味を持つ報酬や給料のほかに、扶養手当や住居手当といった生活給的な手当等を支給するのが適当な勤務形態のものが常勤の職員であり、そこまでの必要がないのが非常勤の職員であるといえる。(橋本勇著「地方公務員法逐条解説」一部編集)

#### (3) 上記を踏まえた検討

- ・現行法では、議員には期末手当以外の手当の支給が認められていないが、村内の事業所の状況に鑑みると、兼業は容易ではないことから、専業議員として活動する場合は、扶養手当等の支給を可能とすることができるよう制度の見直しを求めることを検討すべきではないか。
- ・一方で、上記(2)の考え方を踏まえると、大川村議としての活動日数は年間 70 日程度であり、常勤並みの日数で仕事をしていないことから、現状の業務内容のまま十分な報酬を得るとすれば批判が生じるおそれもあるのではないか。
- ・また、専業議員だけ報酬を引き上げることも考えられるが、議員としての業務が同一であれば、専業議員と兼業議員で待遇の差が生じることも適当ではないのではないか。
- ・そのため、専業議員について十分な報酬水準とするためには、専業議員の業務を増やし、議員活動の充実を図っていくよう制度の見直しを求めることを検討する必要があるのではないか。